

エコネットワークにちなん 運営要綱

(名称)

第1条 本会は、「エコネットワークにちなん」と称する。

(目的)

第2条 本会は、日南市環境基本条例第3条の基本理念に基づき、市民・事業者・行政等のネットワークを強化し、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題を解決するために、会員が協働して、環境保全に関する活動を行うことを目的とする。

(基本方針)

第3条 本会の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 会員の構成員一人ひとりが、環境保全に関する活動を実践する。
- (2) 統一的な行動や事業を実施することで、行動の輪を広げる。
- (3) 会員それぞれが有する専門知識や活動のノウハウを他の会員に伝える。
- (4) 本会の取り組みは、幅広く発信する。

(事業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成する為、次の事業を行う。

- (1) 環境保全に関する活動
- (2) 環境保全に関する情報交換及び普及啓発に関すること
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律第26条に規定される事項
- (4) その他、本会の目的を達成する為に必要な事項

(会員)

第5条 本会は、目的に賛同する、日南市内に居住し又は通勤・通学・活動する市民、市民団体、事業者及び行政機関等を会員とし、会員区分は次のとおりとする。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員
- (3) 事業所会員
- (4) 行政会員

2 前項の規定により、本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を事務局に提出しなければならない。

3 本会を退会しようとするものは、別に定める退会届を事務局に提出しなければならない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置くものとする。

- (1) 代表 1名

- (2) 副代表 1名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名

(役員任期)

第7条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 代表は、本会を代表し、総会及び定例会等の議事進行を行う。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計及び業務執行の状況を監査する。
- 4 事務局長は、会の運営等における連絡・調整を行う。

(顧問)

第9条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験のある者から、役員会の議決を経て、代表が委嘱する。

(総会)

第10条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、代表が召集し、議長となる。
- 3 通常総会は、年1回開催するものとし、臨時総会は、必要に応じ、開催するものとする。
- 4 総会は、出席会員により成立するものとし、議案は、出席者の過半数の同意により決定する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要のつど代表が召集し、議長となる。

- 2 役員会は、役員過半数の出席により成立し、議案は、出席者の過半数の同意により決定する。

(定例会)

第12条 本会の事業の企画、運営及び調整を行うため、定例会を開催する。

- 2 定例会は、必要のつど代表が召集し、議長となる。

(ワーキンググループ)

第13条 本会に、環境保全各分野の事業を円滑に推進する為に、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループは、特定の分野について、重点的に事業の推進を図るも

のとする。

- 3 ワーキンググループの新たな設置及び統廃合については、次条の運営委員会で協議し、総会に諮るものとする。

(運営委員会)

第14条 前条のワーキンググループを設置した際には、本会の全体事業の企画及び運営、ワーキンググループの調整等を行うため、運営委員会を設置する。

- 2 運営委員に、会員の中から10名以内で会員間の互選により置く。
- 3 運営委員会を運営するため、運営委員の互選により、委員長及び副委員長を置く。

(会計)

第15条 本会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日で終わる。

(事務局)

第16条 本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、必要と認められる期間、日南市市民部美化推進課に置く。

(その他)

第17条 本会は地球温暖化対策の推進に関する法律26条1項に規定される地球温暖化対策地域協議会の機能を有するものとする。

- 2 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、代表が定める。

附 則

本要綱は、平成21年9月30日より施行する

附 則

本要綱は、平成24年4月20日より施行する